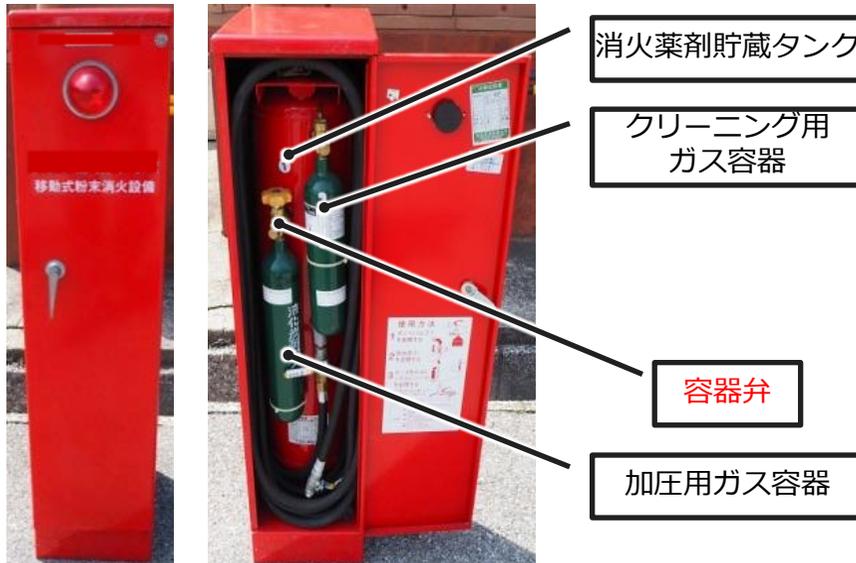


消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)の一部について平成28年2月26日付けで改正を行った。

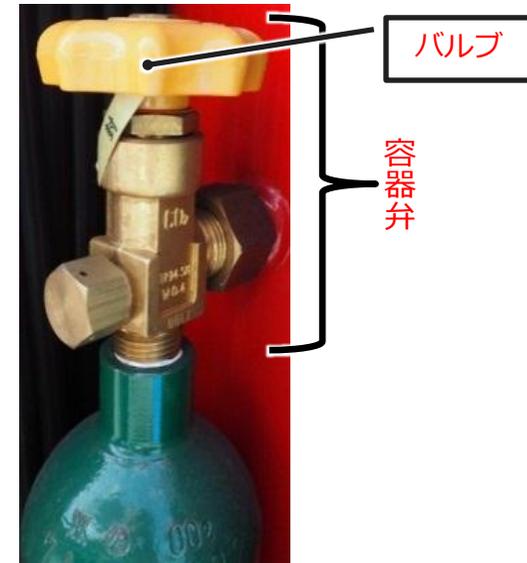
1 背景

- 平成22年9月、新潟県柏崎市の施設の駐車場で火災が発生し、消火を試みた際、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できない不具合が発生。

移動式粉末消火設備



容器弁



2 対応

- 以下の告示改正を行うことにより、容器弁の不具合への対応を図る。

① 点検基準の改正

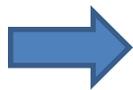
6か月毎の機器点検の基準について、点検の対象に加圧用ガス容器等のバルブ類を追加し、開放が容易にできることを確認することとする。

【点検手順】

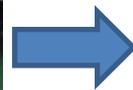


薬剤貯蔵タンクから加圧用ガス容器を取り外した状態

ここに密栓を取り付ける



密栓を容器弁に取り付けた状態



バルブを全開・全閉し、容易に開放できることを確認する



密栓

② 技術基準の改正

容器弁に求められる機能として、手動により容易に開放できること等を明文化する。

③ 試験結果報告書の改正

消防用設備等を設置した際に行う試験の結果を記入する報告書について、容器弁のバルブ類の開放試験に係る項目を追加する。

平成 28 年 2 月 26 日
消 防 庁

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等に対する意見募集の結果及び改正告示の公布

消防庁では、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）〈告示〉」等の内容について平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 2 月 1 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等は、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できない不具合が発生したこと等を受けて、当該消防用設備等の点検基準等を改正するものです。

2 意見募集の結果

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）」等の内容について平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 2 月 1 日までの間、意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。

3 告示の公布

消防庁では、意見募集の結果を踏まえ、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部を改正する件」及び「消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件」を平成 28 年 2 月 26 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁予防課 五月女補佐、境

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

**消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に
添付する点検票の様式の一部を改正する件等について**

平成 28 年 2 月
消 防 庁 予 防 課

【改正理由】

平成 22 年 9 月に新潟県柏崎市で発生した火災において、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生した。このことを踏まえ、一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて「消防用設備等の経年劣化に対応した点検方法検討会」が開催され、平成 26 年 9 月に同センターから消防庁に対し、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁に係る点検の必要性等について提言がなされた。当該提言を受けて検討を進め、今般、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和 51 年消防庁告示第 9 号）及び「消防用設備等試験結果報告書の様式」（平成元年消防庁告示第 4 号）を改正するものである。

1. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準について、加圧用ガス容器等のバルブ類を点検の対象に追加する。

また、ハロゲン化物消火設備に係る点検の基準について、圧力上昇防止措置を点検の対象に追加する。

これらの点検基準の改正に伴い、消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を改正する。

【経過措置】

- ① ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、施行日から起算して 3 年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができることとする。
- ② ハロゲン化物消火設備の圧力上昇防止措置に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、施行日から起算して 6 か月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができることとする。

【施行期日】平成 28 年 6 月 1 日

2. 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部を改正する件について

【改正内容】

容器弁が手動により容易に開放できること等を容器弁に求められる機能として明文化する。

【経過措置】

規定の明文化であるため設けない。

【施行期日】 公布の日

3. 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

消防用設備等試験結果報告書の様式に、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に設ける容器弁のバルブ類の開放試験に係る項目を追加するとともに、所要の規定の整備を行う。

【経過措置】

ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に係る消防用設備等試験結果報告書の様式については、施行日から起算して3年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができることとする。

【施行期日】 平成 28 年 6 月 1 日